

泉清総第 53 号
令和元年6月28日

泉南市男里浜区
区 長 小寺 俊治 殿

泉南清掃事務組合
管理者 竹中勇人



確 認 書

泉南清掃事務組合（以下「当組合」という。）は、泉南市立一丘小学校ほか6校の児童の水泳授業ならびに泉南市立くすのき幼稚園および同あおぞら幼稚園の園児の保育活動を目的として、泉南清掃事務組合温水プール（以下「当温水プール」という。）を団体利用するにあたり、下記の事項を確認します。

記

1. 当温水プールが建設されるに至った経緯と建設目的(建設の趣旨)

当温水プールは、当組合が、泉南清掃工場のゴミ処分能力の増強計画を策定し、地元住民団体であった男里浜区自治会(現男里浜区)にその同意を求めたことに対し、男里浜区自治会が法廷闘争をも含む激しい反対運動を展開した結果、最終的には当組合・管理者稲留照雄と男里浜区自治会との合意に基づき、排煙・粉塵・悪臭等の公害を被る男里浜区の区民らの健康を維持・増進させることを目的とする施設として(同意の付帯条件の一つとして)建設されたものであること。

2. 男里浜区民に対する制約の回避

当温水プールの上記建設目的に鑑み、市民とりわけ男里浜区民の当温水プールの利用に制約を与え、またはその妨げになるような事態を生じさせないこと。

3. 男里浜区民に対する配慮

男里浜区の当温水プールの利用者の多くが高齢であることに配慮し、プール手前側のスロープ状の入退水路を常時利用できるようにすること。

4. 男里浜区への事前説明

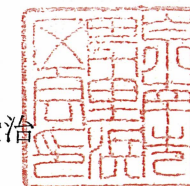
小学生及び幼稚園児らによる当温水プールの団体利用を開始するにあたり、上記のとおり当温水プールと密接な関係にある男里浜区に対し、事前説明を行なわなかったことを反省し、今回のように当温水プールの利用形態を大きく変更しようとする場合は、男里浜区へ事前説明を行うこと。

以 上

令和元年6月28日

泉南清掃事務組合
管理者 竹中勇人殿

泉南市男里浜区
区 長 小寺 俊治



小学生及び幼稚園児らによる当温水プールの団体利用については、この確認書に記載された事項が誠実に履行されることを条件として了承します。